

# 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集 山田町役場復興企画課

## 役場周辺の仮設道路のルート変更について

山田地区震災復興土地地区画整理事業地内のうち、山田町役場周辺の道路が、今月末から下図の通り大きく変わります。

5月末に新しい仮設道路が供用開始となり、それに伴い現在使用している、山田町役場周辺と中心市街地周辺をつなぐ仮設道路は通行できなくなります。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、現地では各種工事が引き続き施工されていますので、通行の際はお気をつけください。



# 町営災害公営住宅（戸建タイプ）の入居者随時募集について

## ● 募集団地

団地名	場所	構造	間取り等	募集戸数	入居時期（予定）
長林第3 【旧長林(注)】	船越第6 地割地内	木造 ・ 平屋建て	2DK	9戸	平成29年7月下旬
			2DK(車いす)	1戸	
			3DK	6戸	
田の浜第2 【旧船越第8(注)】	船越第13 地割地内	木造 ・ 平屋建て	2DK	9戸	
			2DK(車いす)	1戸	
			3DK	1戸	

(注) 団地名は、「長林」が「長林第3」に、「船越第8」が「田の浜第2」に、それぞれ変更されました。

※いずれの団地もペットの飼育はできません。

※車いすタイプの住戸は、車いすを常時使用する方がいる世帯しか申込できません。

## ● 申込資格

次の1から7の全てに該当する方が入居申込者（名義人）になることができます。

その他の方は申込みをすることができません。

### 1. 以下のいずれかを満たす者

①震災時に居住していた山田町内の住宅が滅失した者（全壊・全焼・全流出し住宅が現存していない者又は、大規模半壊・半壊等で解体を余儀なくされた者）。

②震災により、居住していた山田町内の賃貸住宅等が損壊し、それを契機として自己都合によらず退去せざるを得なくなった低所得の者（自己都合によらず退去したことを証明できる書類の提出を求めます）。

※震災時の居住地が山田町以外の場合、申し込みできません。県営災害公営住宅にのみ申し込みできます。

※り災証明書や住宅を失ったことを証明する書類の提出を求めます。

### 2. 応急仮設住宅(みなし仮設住宅を含む)等の仮住まいに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※住宅を新築した場合、被災住宅を修繕して住んでいる場合、みなし仮設住宅扱ではないアパート・借家等に住んでいる場合等、安定した住居を確保されている場合は申込みできません。

※応急仮設住宅等の契約書の写しの提出を求めます。

### 3. 居住できる家を所有していないこと。

### 4. 暴力団員及び暴力団関係者が申込世帯にいないこと。

※入居資格審査の際に警察等に照会します。

### 5. 山田町の住宅再建に係る補助金（▶山田町住宅自力再建支援事業、▶山田町被災者住宅再建支援事業（追加分）、▶山田町復興住宅融資利子補給事業、▶山田町生活再建住宅支援事業、▶山田町被災者再建住居移転事業）のいずれか又は全部）を交付されていない者。

※入居資格審査の際に所管課に照会します。

### 6. 町営住宅の家賃債務が無い者。

### 7. 船越・田の浜地区防災集団移転促進事業の移転促進区域内に震災時に居住していた者。

※船越・田の浜地区の災害危険区域内に震災時に居住しており、従前地への住宅の建設が規制されている者。

※身体、精神の障がい等のために常時介護等が必要だと認められる方のみ入居は原則としてできません。

※入居の際は、岩手県内に居住している、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人が1名必要です。どうしても連帯保証人を見つけることが困難な場合は、事前にご相談ください。

## ● 募集期間及び申込方法

期 間：平成29年5月23日（火）～6月5日（月）（土日を除く）

申込方法：募集案内に同封している入居申込書及び必要書類を町建築住宅課まで直接お持ちください。

※募集案内は平成29年5月23日より町建築住宅課及び各支所で配布します。

【お問い合わせ先】 町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線344）